

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 木澤委員、松田委員

委員長 おはようございます。
全委員出席されておりますので、ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。
それでは、本日の会議を開きます。
はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。小城町長

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、木澤委員、松田委員のお二人を指名いたします。
本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます
はじめに、本会議からの付託議案についてであります。
ここで委員の皆さんにお諮りしたいと思いますが、（1）議案第6
2号から（3）議案第64号についてですが、いずれも指定管理者制
度導入に関わる案件であり、審議の順序を変えて議案第64号の斑鳩
町文化振興センター条例の一部を改正する条例についての審議を先に
するほうが、より理解を深めていただけるのではないかとおもいま
すが、順序を変えて議案第64号について先に審議していくことにご異
議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。それでは、議案第64号について先に審議を
行うことと致します。

（3）議案64号、斑鳩町文化振興センター条例の一部を改正する
条例についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。

藤原企画財政課長。

企画財政 それでは、議案第64号につきましてご説明させていただきます。
課長 まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

企画財政 この議案の内容につきましては、去る11月22日開催の総務常任
課長 委員会におきまして、一定のご説明をさせていただきましたが、その
後、その概要につきまして変更等ございませんので、要旨の朗読をも
ちましてご説明に変えさせていただきますと存じます。それでは議案
書の6枚目、最後のページの要旨をご覧いただきたいと存じます。

(要旨朗読)

企画財政 以上、簡単ではございますが、議案の説明とさせていただきます。
課長 委員皆様におかれましては、何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案
どおり可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 ごございませんか。
これをもって質疑を終結いたします。
お諮り致します。議案第64号については、当委員会として原案通
り可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第64号については、当委員会と

して満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて（１）議案第６２号、斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。

総務課長 それでは付託議案の（１）議案第６２号についてご説明いたします。その前に議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長 内容につきましては、前回の総務常任委員会でご説明申し上げました内容と変わりはありませんので、４枚目の要旨の朗読をもちましてご説明とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

（ 要旨朗読 ）

総務課長 以上、簡単であります但し議案第６２号、斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして原案通りご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので質疑をお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 ございませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮り致します。議案第６２号については、当委員会として原案通り可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって議案第62号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて(2)議案第63号、斑鳩町外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

総務課長 それでは付託議案の2つ目、議案第63号でございます。まず議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長 この件につきましても、内容につきましては、前回の総務常任委員会でご説明いたしました内容と変わりはありませんので、4枚目の要旨の朗読をもちまして説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

(要旨朗読)

総務課長 以上、簡単ではありますが、議案第63号斑鳩町外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして原案通りご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 ございませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮り致します。議案第63号については、当委員会として原案通り可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第64号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて(4)議案第68号、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

企画財政課長 それでは、議案第68号、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についてご説明を申し上げます。まず議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

企画財政課長 それでは、予算に関する説明書によりまして、まず歳入からご説明をさせていただきたいと存じます。補正予算書の9ページをお開き下さい。

第1款町税、第1項町民税、第1目個人の現年課税分で、給与所得者の人数が予算見込みを上回ったこと、長期譲渡所得が増加したこと、株式譲渡において大口の株式取引者がおられることなどから、8,000万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金ですが、第1節児童福祉費負担金の保育所運営費負担金につきまして、管外保育の増加にともない、414万5千円の増額補正を行うものでございます。第2節被用者児童手当負担金では、主に小学校第3学年終了前の特例給付が当初見込みを上回ったことにより、257万2千円の増額、第3節児童手当特例給付負担金につきましては、7万円の減額、第4節非被用者児童手当負担金におきましても、主に

小学校第3学年終了前特例給付が当初見込みを上回ったことにより、91万円の増額補正をお願いするものでございます。

10ページをお開きください。第2項国庫補助金、第4目教育費国庫補助金の保存整備費等補助金につきましては、史跡藤ノ木古墳整備に係る実施設計費の増額補正に伴い700万円の増額補正をお願いするものでございます。

第15款県支出金、第1項県負担金、第1目総務費県負担金、第1節総務費負担金では、町税の増加にともないまして、県民税の増収が見込まれますことから、県民税取扱負担金150万円の増額補正をお願いするものでございます。次に、第2目民生費県負担金、第2節児童福祉費負担金では、管外保育の増加にともないまして、保育所運営費負担金を207万2千円増額、第3節被用者児童手当負担金及び第4節非被用者児童手当負担金につきましては、主に小学校第3学年終了前特例給付の見込み増によりまして、それぞれ増額補正をお願いするものでございます。次に、第2項県補助金、第1目民生費県補助金では、それぞれ医療費助成金の増が見込まれますことから、第2節児童福祉費補助金28万2千円、第3節障害福祉費補助金10万1千円、第4節老人福祉費補助金135万3千円の、それぞれ増額補正をお願いするものでございます。

次に、第20款諸収入、第4項雑入、第4目雑入、第10節雑入では、消防団員の退団にともないまして、消防団員退職報償金受入金51万4千円の増額、また、土地改良施設維持管理適正化事業費交付金につきましては、今年度の採択額が決定をされましたことから540万円の減額補正をするものでございます。

12ページをお開きください。第21款町債、第1項町債、第1目農林水産業債では、第2節土地改良事業債で3,300万円、第3目教育債、第1目中宮寺跡史跡用地購入事業債で2,610万円をそれぞれ減額補正するものでございます。これにつきましては、町税の増収が見込まれますことから、翌年度以降の財政負担の軽減を図るため、交付税算入等のない起債につきまして、その発行を取りやめることと

したものであります。

次に、歳出のご説明をさせていただきます。13ページでございます。まず、職員等人件費の関係につきましては、給料、職員手当等、共済費及び職員退職手当組合負担金など、4月に実施いたしました人事異動等に伴う補正、それと合わせて本年度の人事院勧告に伴う給与改定につきまして、それぞれの費目におきまして、補正させていただいたところでございます。職員の退職等がございました関係もあり、総額では、3,039万2千円の減額となっておりますところでございます。それでは、人件費以外の補正につきまして、ご説明をさせていただきます。13ページをご覧いただきたいと思っております。第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費では、議員失職に伴いまして、不用となります報酬及び期末手当、共済費など254万2千円の減額しております。また議員期末手当の改定に伴い31万9千円の増額、また、議員共済費に係る事務費負担金の単価改定に伴いまして5万6千円の増額、総額で218万7千円の減額補正をお願いするものでございます。

14ページをお開きいただきたいと思っております。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の第7節賃金でございますが、職員の産休に伴う臨時職員の雇用増が見込まれますことから、臨時職員賃金で249万8千円の増額をお願いするものでございます。

次に、第6目企画費では、第19節負担金補助及び分担金150万円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては斑鳩町、川西町、大淀町の3町の共催事業でございます、大和猿楽サミットにつきまして、大淀町より引き続き本年度も開催したい旨の申し入れがございましたので、開催分担金の追加補正をお願いするものでございます。

次に、18ページをご覧いただきたいと思っております。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費では、第28節繰出金でございますが、国民健康保険事業特別会計の人件費の補正に伴い、2万3千円の増額補正をお願いするものでございます。次に、第3目老人

福祉費ですが、老人保健特別会計におきまして、医療給付費等の増加が見込まれますことからその増額補正をお願いすることに伴いまして、繰出金1,430万4千円の増額補正をお願いするものでございます。次に、第6目医療対策費の第20節扶助費でございます。これまでの医療費助成の実績を見るなかで、増加が見込まれます老人医療費助成金で131万3千円、乳幼児医療費助成金で281万2千円、母子医療費助成金で56万5千円、重度心身障害老人等医療費助成金で163万3千円、精神障害者医療費助成金で20万2千円のそれぞれ増額補正をお願いするものでございます。次に、第10目福祉会館管理運営費でございますが、介護保険法の改正に伴い、来年度より地域包括支援センターが開設されることとなり、社会福祉協議会にこれを委託して実施してまいりたいと考えております。そういったことから福祉会館2階の一室で開設準備を行うため、照明器具の取替え等の電気工事、LAN工事、エアコン及び電話機の取り付け工事等に要します費用として、合わせて61万6千円の追加補正をお願いするものでございます。次に、第13目介護保険事業繰出費でございますが、介護保険事業特別会計におきまして、人件費の補正、介護給付費の増額補正を行いますことから、その繰出金931万1千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、20ページをお開きください。第2目児童手当費でございます。主に小学校第3学年終了前特例給付に係る児童手当が、当初予算見込みを上回る見込みとなりましたことから、第20節扶助費513万5千円の増額をお願いするものでございます。次に、第3目保育園費の第13節委託料につきましては、広域入所に係る入所児童数が当初見込みを15名上回り、73名となることが見込まれますことから、委託料1,323万2千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、24ページをお開きください。第5款農林水産業費、第1項農業費の第4目土地改良事業費では、守谷池で実施いたしております土地改良施設維持管理適正化事業につきまして、県土地改良事業団体

連合会からの交付金の交付額が決定がされましたことから、第15節工事請負費で600万円の減額補正を行うものでございます。

次に、27ページをお開きください。第7款土木費、第4項都市計画費、第2目公共下水道費では、公共下水道事業特別会計におきまして、人件費の補正と、加入負担金の増額補正等に伴い、一般会計からの繰出金が減少する見込みとなりましたことから第28節繰出金1,891万1千円の減額補正をお願いするものでございます。

次の28ページをお開きください。第8款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費では、消防団員1名の退団に伴いまして、消防団員退職報償金51万4千円の増額補正、第3目消防施設費では、消防施設整備事業費等補助金につきまして、自治会からの補助要望が当初見込みを上回る事になりましたことから補助金121万1千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、30ページをお開きください。第9款教育費、第2項小学校費でございますが、第3目保健体育費におきまして、臨時給食調理員1名を中学校に配置換えをいたしましたことから、第7節賃金で96万円の減額をお願いするものでございます。

次の31ページでございますが、第3項中学校費の第3目保健体育費で、臨時給食調理員の1名増によまして、第7節賃金60万7千円の増額補正をお願いするものでございます。次に、第4項幼稚園費、第1目幼稚園費でございますが、次の32ページでございます。教諭1名の産休及び育児休業に伴いまして臨時講師賃金140万2千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、33ページをご覧くださいと思います。第5項社会教育費、第4目文化財保存費では、史跡藤ノ木古墳の墳丘修復及び石室の保存活用整備のための実施設計業務を行うため、第13節委託料等を合わせまして1,400万円の増額補正をお願いするものでございます。

35ページをお開きください。第12款予備費につきましては、今回の予算補正から生じました財源2,410万4千円を留保すること

といたしております。

続きまして、6ページにお戻りいただきたいと存じます。まず、第2表の債務負担行為補正についてご説明申し上げます。JR法隆寺駅自由通路につきましては、これまで都市基盤整備特別委員会におきまして、デザイン等の変更について協議されたところでございます。この度、このデザイン等の変更に伴う実施設計がまとまりました。これに要する費用が判明いたしましたので、この12月議会におきまして、大和路線法隆寺駅自由通路新設工事協定の変更について議会の議決をお願いすることとなりました。これに伴い、債務負担行為の追加補正をお願いするものでございます。なお、債務負担行為の期間は、平成17年12月20日から平成19年3月31日まで、限度額は4,568万5千円でございます。次に、第3表地方債補正でございますが、歳入のところでご説明申し上げましたように、それぞれ減額変更をお願いするものです。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思っております。予算書を朗読させていただきます。

(予算書朗読)

企画財政課長 以上で、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についてのご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりました。なお、他の常任委員会にかかる補正予算の各事案については、本日午後から行われる都市基盤整備特別委員会にかかる付託案件の関係を除き、それぞれの担当常任委員会で説明され、承認されているという事であり、あらかじめご承知をいただいて、質疑をお受けすることといたします。

木澤委員 債務負担行為、JR法隆寺駅債務負担行為の事なので、質問につい

ては午後から都市基盤整備特別委員会がありますので、そちらの方で
させていただきたいと思っておりますけれども、今回、この補正予算にあ
たっては、債務負担行為として補正を追加する事について、私は今の状
況の中でやはり、なかなか駅舎の事業費が、斑鳩町としても負担が大
きい、その事を住民の皆さんがよく、なかなか理解が得られていない
状況がある中で、今回こうして補正を組んでデザインを変更するという
事はいかなものかという事で、今回のこの補正につきましては債務
負担行為については了承できないという事で意見として申し上げて
おきたいと思っております。

委員長 他にございませんか。

松田委員 ちょっと事務的に聞きしたいんですけども、先ほどの説明もあり
ましたけれども、28ページの消防施設費の関係で、これは斑鳩町の
私設消防、いわゆる自警団の関係の分のように言われているんですが、
額はわずかですけど、これはどこでどういう事を出したんかちょっと
聞かせてもらえますか。

総務課長 この消防施設整備補助金につきましての補正でございますが、この
年度の途中におきまして、消火栓の設置の希望が出て参りまして、そ
の設置につきましては、水道管の管路整備の中で、水道工事をされる
という中で、消火栓の付け替えあるいは設置を要望されて来られたわ
けでございます、通常、水道工事と一緒に消火栓の工事をしますと、
安価になるという事で町側といたしましても地元側といたしましても、
補助金の負担率が安くなると、工事費が安くなる関係で安価になる
という事で、今回この補正をお願いしたものでございます。

(「何箇所ですか」との声)

消火栓につきましては、2箇所でございます。

松田委員 結構だと思うんですけどね、やっぱりこの種の関係については、せ

っかく委員会開いて報告事項の関係もあるんですからね、報告して、所管の委員会としてね、委員会等に関っているわけですから報告するようにしておいてくれた方がより理解はするのではないかと思いますんで、ちょっと要望しておきたいと思うんです。

それで実は、この一般会計の補正予算を見て、通常ならこれでいたい今まで報告されているような格好で、了承してきているんだと思うんです。ですから、中身の問題についてどうこう言うのではないんです。ただ、補正予算の審議のあり方について、もう少しやっぱり今日的な財政状況などから見て、もう少し我々自身が、注目をしてこの補正などについても、対応していく必要があるのではないかなというように思っているんです。特に今回の補正予算の関係について、特別委員会を除いて、各常任委員会の関係は異議がなかったという事のようにありますし、これは12月議会の冒頭の委員長報告でも何ら質疑がなかったという事で終わっていて、形式的に審議がされ終わってしまっているという感じがしてるんです。問題ないことが実はおかしいのではないかなという風に思うんですが、特に12月期における補正などの関係というものを眺めるときに、それが前年度と対してどう変わってきているのかという事と、合わせてそれが次年度、次の年度の予算にどういう影響を及ぼしていくのかという事などをやっぱり分析する事が必要ではないかなというように、私は思うんです。

特に、今度の12月期の関係の補正予算の内容を見ますと、歳入の分で目立つのが、国庫支出金ですね、負担金補助金の関係が目立つ。そして、支出の面で見ますと、いわゆる他会計についての繰出金が補正をされていると、そしてその事が目立つ、という事が特徴だろうと思うんです。この事の処置が、いわゆる18年度でどう表れてくるのかという事の、一つの目安になっていくのではないかなというように、私は見てこの補正予算の関係について分析をし、どう見ていくのかという事が必要だろうと思うんです。特に、そうしますと、歳入の関係で国庫支出金の関係での、分担金と補助金が下になってきている補正が組まれるという事になってきますと、16年と比較してですね、1

7年度の国庫支出金というのはどういう格好になってきてんのかな。特に三位一体の関係でやかましく言われているわけですね、16年度からと。ところが16年度の決算の段階での調書を見ますと、地方交付金などの減少というのは、斑鳩町の場合は極めて減少が軽微なものであったという風にも報告で言っているわけですし、今度の関係は交付金の関係は増えていないんですけど、分担金の関係で国からの支出金が収入増として見る事ができるという事になって参りますと、一体この三位一体の関係というのはどういう風に影響してきているのか。それから斑鳩町の財政の中で、16年度と17年度、こういう関係で18年度どういう影響を及ぼすのかなという事を見ますと、我々、我々というのか私自身が気にしていたほどに、大きな影響が予算的な数字の面では表れてきていないように思うし、来年度も一応三位一体の原則ですね、一応取扱い方針というのは骨格が決まった、という事から見ますと、そうわいわい言うほどの事でもないのかなという感じはするんですけど、この辺について、どういう風に見られておりますか。

企画財政
課長

いわゆる先日、11月末に政府与党がまとまりました合意事項に基づく内容でのご説明をさせていただいたところでございます。三位一体という事で全体的なスケールで捉えますと、やはり一番懸念をされていますのが、国庫負担金等の縮減等が先行し、いわゆる税の譲与といえますか、移譲が進まないという事が特にこれまで懸念をされてきたわけでございます。そういった事で、政府与党の合意の内容によりますと、約4兆円の国庫補助負担金の縮減、と合わせまして3兆円規模の、いわゆる税の移譲がされるという事で決着をついたと、そういった事からお答えをさせていただきましたのは、その収支を考えますと、さほど影響がないという事でお答えをさせていただいたわけでございます。やはり、今後ですね、三位一体の、また今後更に第二次の改革という風に進んで参ろうかと思うわけでございますけれども、そういった中で、これらの税の移譲が確実に進んでいくのかどうかという事が、非常に我々としても懸念しておるところでございます。また、

地方交付税につきましては、本年度につきましては、現在2.7パーセントの減という事で政府間の交渉が進められておるようでございますけれども、その行方につきましてですね、非常に注視をしていかなければならないという事で、決して安心していただける、というような状況にはないという事で認識をしております。

松田委員 僕はね、やっぱりこの補正予算の内容から見まして、しかも今後を展望するとき、課長が安心して、と言うけども安心せいとは言いませんけれども、しかし僕は緊迫感をもって眺めていると、今後一体、斑鳩町の行政執行をする上において、予算的にはどうなっていくんだろうか、という事についての緊迫感というのは余り感じられないという風に思うんです。そういう事が、いわゆる補正予算の関係などが出てきても、あまり質疑も何もなしに、すっと通ってしまう。ある意味ではマンネリ化したような関係になって、ただ単に事務的処理として結構だ、という事に終わるような気がするんです。特に今回の斑鳩町が単独施行をして、これから財政運営を引き締めてやっていこうという関係をしていくという面から見てですね、今も色々縮減の方向が検討されているんですけども、縮してですね、やっぱり中心になっているのが経常経費の関係の縮減の関係やと思うんです。だから、投資経費の関係になってまいりますと、これがどう表れてくるかという事になるんだろうと思うんですけど、今、重点が置かれているのは経常経費の削減という事に置かれているように思うんです。そういう面から一般会計を眺めてみますと、一般会計から特別会計へのいわゆる繰出しをしているという関係がですね、色々計算していただいて、対比も出していただいたんですけども、平成16年度に関する限り、一般会計から特別会計への繰出金の関係が、やっぱり8億6千万もあるわけですね。8億6千万も特別会計に出している。では、特別会計の実体というのは一体どうなのか、という事になりますと、やっぱり非常に増えていく傾向にあるというのは、一般的に言われていますように斑鳩町も例外ではないんですね、国保の関係、老人保健の関係、介護

の関係、の予算がずっと増えてきている。今回の面で行きますと、下水道の関係を今度は若干減らしているけど、これは資金の調達の仕方が変わってきているからという事になってきて、必ずしも減額になったんだと言えないと思うんですけど、そういう変動がある。それから、水道会計については今までの補助の関係というのは、借入金に対する補助金を見ると、利息ですね、利息分の一応見るという事で、そればかりになってきて、料金を抑えてきていると、あるいはしないできているという関係で、ほぼ、水道会計についてはそれなりの動きできてるのかなと、この近隣から見てもまだいい方だなという風に思うんですけども、そうするとですね、今の課題になっている国保の関係は、監査委員の指摘でも料金収納の関係を言ってますけど、そう簡単なことではないだろうという風に私は思うんです。そうするとやっぱりこの形というものを18年度に引継いでいく事になるんじゃないのか。そうすると、国保の関係については、上級階級というところに結びつくのか結びつかないのか。結びつかない状況の中で、つけない状況の中で本当に運営していくという心構えを持っているのかどうか。その場合にはどんな程度増えてくる事になるのか、という事がやっぱり課題だと思うんです。しかもこの事についての対応の方針というのを、積極的に活かしていきなさい、というのが監査委員の指摘などでもある、という風に私は思うんです。

それから、介護の関係にしたら、これは地方独自でどうにもなる問題でないのかも分かりません。ところが、今日の新聞でいってますように、いわゆる介護三原則の3つの医療の改正ですね。こういうものが必ずしも介護医療という関係での面がダブって、無駄になってきているんじゃないかというような事から、介護の主要を説明するためには2つの制度という関係に改めていくべきだという関係が、今議論されているという風に思うんです。その反面で、今、地方でもいわゆる医療の保障の範囲の関係を県単位にしようかというような関係も議論されている事も事実なんですけども、そういう方向が、課題というものをだかまいているという事は事実だと思う。これは担当者の検討を

するだけではなしに、我々自身もそういうところに、一体それはどういう課題をもっているのか、それがやむを得ないのか、そういう事がけしからんのかという関係を、現象が出た時に初めて議論するのではなくて、そういう方向が議論されているという事になるとすれば、同じような形で議論をしていく。そしてそれについてどうあるべきかという事を、我々自身が考えていくべきではないのかなというように思うんです。そういう事が素通りして、事務的なだけに説明がされて、それがよろしゅうございますという関係で従来のマンネリ化的な傾向がある。そして、一切に説明していないという事などについて、それでいいんかどうか。また、そういう事について一つ注目をしながら検討する、あるいは分析を試みるという事が、今強く求められているのではないのかなというようにも思うんです。ところが、そういう事が不足をしているように、私は思うんです。一般会計から特別会計への繰出しの関係について一体どうなっているのか。しかしそれをどう改善していく事がいわゆる今後の財政運営の面で大きな負担となってくるのかどうか、という事などについて、具体的な検討というのはどこで行われてきたんだらうと事になりますと、やや私は、この辺についての議論が議会もそうでありますけども、やや気迫もしくは概念というのか、議論というものをやる議会と、あるいはそういう視点でものを捉えて議論を試みるという関係について非常に薄かったのではないかなというように思う。だからもう少しそういった面を分析し、しかも12月議会の補正予算と言うものは、そういう展望するについて、最も決算に近い、数という風に捉える事ができるんです。概ね17年度の予算執行の終着駅的な決算の状況というのがほぼ見えてくるというように私は思うんです。そういう中で一体どう組んでいくのかという事を考えないと、18年度の実質的な予算審議はできなくなってくるのではないかと、という視点でやっぱり捉えるべき時点ではないのかな、というように私は思うんです。その辺を十分に勘案していく中で、一体、経常経費というものが一般会計18年度予算の中でどう削減が可能なのかどうか。あるいはこの特別会計などについて、

繰出金がどうしてもその料金を抑えようとするのなら、さらに繰出しを更に増やしていかなければならん事は事実なんです。というような事などをどう分析するのか、という事についてもっと真剣に考えないと、今のような体制で、検討会議言ったから、言わんとかいう事で、ものを捉えていくというのは、あまりにも形式的すぎはしないのかなというように、私は思うんです。そういう意味合いでは、今言ってるようにここで、単なる事務的に補正を組んでると、あるいは処理をしていくという事でなしに、そういったところの視点で議論をするという事の方が大事ではないかというように私は思ってるんですが、そういう事が非常に欠落している、また、そういう議論を仕向けようともさえしていない、というように思われるんですけど、この辺については皆さんどうお考えなんでしょうか。

助 役

今松田委員に色々ご指摘いただきました。やはり、言われるように、予算の計上というものは、やっぱりその年度における状況を十分把握しながら、また経緯を十分チェックしながら、そして補正予算なり当初予算を組んでいくというのが、我々が十分検討していかなければならない課題であろうと思います。町長が常におっしゃっております入があって出という考えの中で、やはり町としてどのような形で、その前年度の予算の教訓を生かして、そして新年度予算を組んでいく、というのがこれからの我々の大きな勉強であり、また考え方の手法と言いますか、そういうようなものであろうと思っておるわけでございます。三位一体、色々な問題もございます。そういう中での18年度予算に与える影響というのは、3,600万位であろうと思うんですが、そう大して影響を来たさないと考えているものの、やはり、今、松田委員がご指摘にされました国保、老人保健、介護、下水道というものにつきましては、繰出しというのは、これを止めるわけにはいかないような状況です。そこで、その繰出しを常にどのような形で運営していくかという事が、必要であろう、また議論の中での問題であろうと、このように思います。今、国保の関係におきましても非常に給付が多

くなっております。国保税を上げるというだけで済む問題じゃないわけでごさいます、そういう事を十分精査しながら、研究しながら対応して参りたい、このように思っておるわけでごさいます。いずれにいたしましても、今おっしゃるように、やはり議論の中での予算自身の充実と言いますか、そういうものを我々としてもやっぱり研究していかなければならない。また、色々、議員の方からのご指摘もいただきながら、適切な予算執行をして参りたいと思っております。貴重なご指摘をいただいて、非常に有り難いわけでごさいますけれども、我々としては大きな参考としながら、18年度予算に反映して参りたいと思っております。今の補正予算につきましても、十分やはり、検討をしていかなければならない反省にたつて、次の段階からそういう事に対してもやっぱり我々十分ものを言えるように、また答えができるような対応をして参りたいと思います。

松田委員 僕はね、やっぱり今までの間、予算決算の関係あるいは補正での取り組みというか、この議論の内容というのはね、確かに事務的な処理というものを眺めながら結構だという関係で終ってきてるという風に思うんですよね。特に、例えば一般会計と特別会計を連動して見る時に、一般会計からこれだけ繰入れているんだと、計算して改めて大きいと思うんですよね。そうすると、その事を指摘をしながら監査委員なども言っているんですけれども、例えば今回の場合でも特別会計という関係で国保の関係を一つの例にとってもいいんですけども、国保会計の関係をもう少し、いわゆる税を納めてもらうという関係とか努力することで収納率を上げようという事の努力をしていこうという事は常々言われているんですけども、いわゆる国保会計そのもので運営できるような状態というものが、想定できるのかと言うと、現在とてもじゃないけどできないわけですよ。そうすると、昨日テレビでも言っているんですけども、結局、斑鳩町の今の国保税というのはどうなっているのか。あるいはその事を多少、上げなければならんという風になるのかあるいはその国保税は全然上げる事はできない、上げら

れへんという事になるのか、18年度やっぱり検討を余儀なくされるという風に見ているんですかね。その辺は一体この関係から見て、どう、現時点での判断になるんですけどね、判断してるのが。という事などについて、やっぱり議論をし、そして課題があるとするなら、課題として提起をするという事でもなければ、審議をする意味がないと思うんですよ。そして、またそういう事の審議を求めようともしていない、という事にやっぱり問題があるのではないかなというように、私は思うんですよね。それと、今回の関係でもこの面で、僕は18年度の予算の関係にこれを結び付けて、どう判断するかという事を、気にしてるんですけど、例えばですね、住民検討会議で中間報告をして、そして18年度で間に合うものは間に合わせたいという事で中間報告したんや。その関係で18年度に1億2,000万円の減額を一応目標においてると、いう風に言ってるんですけど、町側が提示されている関係については、とてもじゃないけど、私は1億2,000万円の関係にはなってこないと思うんです。しかも、指摘している内容を見ますと、あまり一般会計と特別会計の関係などに線があるのではなくて、経常経費の節減というところに重点を置いた見方をしてるという風に思うんです。そこで、本当に、諮問会議などが言ってるような関係で1億2,000万円の減額が可能なんだという事なのかというと、僕は可能でないと思う。とてもじゃないけど、今、お示しいただいている関係、未知数のものは多くはあるわけですけども、町が考えている、今明らかにしている関係についても、大いにその関係上及ばない。半分でも及ばんのじゃないかなと思うんですよ、私は。恐らく、3,000万の関係位の程度の関係しか今言っていないと思うんです。そうなってくるととてもじゃないけど、ああいう関係というのはいくら隠れ蓑にして、それを裏づけとして上げていこうとしても、そんな格好には、予算編成上、ならんのではないか、というように私は思うし、また、それをやらないとしてもさほどこたえへんで、という気持ちがあるのではないかなというように思うんです。そうすると、いかに皆さんが笛吹いても踊らず、という関係でそんな深刻な状況で

ないんだという考え方というのが、依然として残ってくる、そういう事が必然的に住民にも浸透してきて、色々財政の関係についての扱いが困難ですという関係になって、僕は取扱い方がやっぱり安易ではないのかなというように思われて仕方がないんですけどね、その辺について、そんな事決してない、という事が言えるんかどうか、という事なんですね。もし、それほど深刻でないとするなら、そんな余計な心配をされて、職員の関係についてもやる気を起こす事になるんか、ならんのかという事を心配されるほどの、いわゆる経費の節減、節減という事で、負担をかけているという格好にならざるを得ないわけですから、そういう面など、それが本当に必要なのか、という事になっていると見るのかどうかですね。僕は、必ずしもそうではないような感じはしてるんですけどね、その辺はどうなのでしょう。僕はそういった事などをもう少し、真剣にこの補正予算の段階になっても、しっかり見ていく必要があるという風に思うんです。本来色々当初予算の関係について、83億から84億程度の正当な関係だといって、ずんずんずんずん値上げをしていって、補正して、86億とか7億とか8億とかいう事になってきて、それが当たり前になっている。そうしますと、従来の、これ言っているのかどうか分かりませんが、とにかく収入見込みが80パーセントとか85パーセント予算を組んでおいて、安全率5パーセント位は見てると、常にね、という関係の予算をして、そして年度末の関係になってくると最後5千万程度の関係がずっと、順送りの格好で補足してくるというようなからくりが、見えてきてるんじゃないかと。そういう事を前提において、色々節減だ、節減だと言ってみても、そんなもの全然迫力がないし、といった状況ではないと思うんですよ。そういう事がいみじくもこういう補正予算の関係にも出てくるのではないのかな。そして、色々努力したような形は見えるんですけど、補正予算の最後に書いてますように、職員の給与の関係というのは一体どうなってくるんや、あまり変わりがいいじゃないか、という事になってしまう関係ですね。こういう面から見ると、実際につじつまが合うんかどうか。財政運営に対する基本的な考え方と

いうのは、口で言ってるのと、結果に表れてくると、僕は違ってきてる。どこが間違ってる、どこが悪いのかという事について、真剣に考える必要があるんじゃないですか、これは。私はそう思うんです。これは私の意見ですから必ずしもそれにどうのこうのとは言いませんけれども、私はそういう見方をしていくという事からいくと、色々な面についてですね、まだ矛盾だらけの関係というのはあるんじゃないかなというように思われて仕方がないんですけどね。

町 長

今、ご指摘の点等については、色々我々としては、研究力をもちながら、やはり絶えず、財政をにらみながら職員ともども努力をし、また創意工夫を凝らしているという事でございます。特別会計等については、当然、健康保険については毎年やっぱり1億なんぼという事で、やっぱり持ち出し等で、今現在大変な状況でございますから、当然、国民健康保険運営審議会を開いていただいて、今現在、料金改定等の問題等について色々メスを入れていただいているという現状でございますし、我々としてはやっぱりこれを放っておくという事には、なかなかならない。ただ、問題はやっぱり議会とも審議をする中で、値上げをするというのは大変な事なんです。それは、もう値上げをするという事は、簡単に口では言えますものの、やっぱりそういう方々にとって、いいのか悪いのかという事になる。今、赤字を補うということも大変なことであります。その反面また、収納率を高める、あるいはまた滞納整理とかいう努力をしていくわけですけど、絶えずその点については、我々、助役をはじめとする対策本部を設けながら、滞納整理とかいろんな点について、収入役を中心にレジメを出しながら努力をさせていただきます。やっぱりこの国民健康保険についても、特別会計についても、今、ご指摘のように、かなりの金額、持出しを8億2,000万という関係等もございますから、なんぼ一般会計で節減し努力しても、そういう点で厳しい中でございます。ただ、松田委員もご指摘のように、こういう関係でだいたい町でするものについて、だいたい町の関係については、60億から65億の自主財源です。

その中でだいたい82、3億という事で、最終的に86億という事も言われていますけれども、我々としてはやっぱり努力をしながら、あるいはそういう予算的に皆一生懸命、節減できるところはせつげんしていくという努力をしてきておるわけでございます。必ずしも、我々としては12月補正予算が一番、肝心な時という事でございますけれども、そういう努力をしながら今後議会とも十分対応をしながら、国民健康保険とかいろんな関係等についてできるだけ、福祉にやさしい町とか色々申し上げてますけれども、やっぱり国があるいは県が、私はやっぱり三位一体の改革というのは、割とある程度そういう事は、今見えませんが、国県は当然金がないんだと、ない袖振れないという事を申し上げてるんです。あるいは末端の市町村はそういうわけにはいかないんです。やっぱり、これ、必ず県は税源移譲されてもその分は必ず児童手当とか必ずカットされてきます。カットされた分は斑鳩町がどうするか、という事で、現実の保健の関係等について、老人保健については65歳から70歳の関係等についても、この間奈良市が一割カットするという事で、国の県に忠実という事で、今現在、平群町と斑鳩町が残ってますけれども、そういう手当をしながらきてるという事もございますし、やっぱり、我々としてはできるだけ町民にそういう事の関係等について、努力をしていきたいという気持ちもございますし、そういう点から色々ご指摘の点、やっぱり厳しくいくところと、やっぱりそういう点の事も踏まえて、これからやっぱり議会とも十分相談申し上げて、絶えず職員等については、やはり厳しい中でできるだけ入があつての出という事で努力をしていきたいという事でございます。当然今、一番問題になるのは、特別会計等についての一般会計からの持出しという関係等について、何とかやっぱりこの点については、国民健康保険についても監査委員もご指摘のように、我々としてはいち早く料金改定等の問題を踏まえて、今現在、国民健康保険の運営審議会を立ち上げて、年に3回、させていただいているわけでございますけれども、18年度あるいは19年度を見据えた中で、ある程度やっぱりこの解消として値上げをしていくのかとい

うところまで、現在きておりますけれども、そういう点についても議会ともやっぱり十分に連繋を取りながら、報告申し上げて、その時期がどうあるべきか、という事も考えて参りたいと思っておりますので、ひとつ、その点につきましても、今後ともよろしく願いいたします。

松田委員 それぞれの立場で、それぞれのご検討いただいているんだというふうに町長は述べられています。それはそうなのでしょう。ところが、やっぱり国保の関係について、料金値上げなどについても下げるとできない状況なんだという事で、例えば検討してるとしたら、そういう関係については、議会の関係と相談と言われますけど、所管の委員会などについて、どう提起をされているんだろうかという風に思うんですね。例えば、今度の12月議会の関係、一般会計、我々今、補正予算の関係を審議してますけれども、この事が即、特別会計の関係のところには繰越になってきてるんですよね。特別繰越をしてきている関係については、特別会計の関係を所管する委員会は異議なしで通っている訳ですね。それは数字を見ているだけだと思うんですよ。どうあるべきなのかという事を検討している事にはなっていない。そういう事を提起をしながら、問題課題があるんだと言いながら、しかもそれを一緒に検討していきましょうや、という事を呼びかけて、そしてそれを、認識を、共通の認識としながら議論していくんだしたら、私はいいと思うんです。ところが、ある日突然という形で出てくる、例えば3月議会の初議会に国保値上げという関係が出てきた、どこで審議したという事になりはせーへんのか、というように思うんですよね。例えば、先ほど、これもどうなのかと思うんですけど、例えば新税の関係についても、住民検討会議でも、今後検討していくんやと言ってますし、町長のこの間の本会議の関係についても、あとは住民検討会議と一緒に検討していくんやと、審議のあり方ですね、言われている、それはそれでいいと思うんですよ。ところが、その、難しい問題が非常に多いと。そうすると今この関係で考えられる状況というのは一体、特別、地方で考えてる税の関係というのはどんなもんがあるのかなと

いう事で見ますと、都市計画税くらいの事なんでしょう。斑鳩町は財政的にも市町村合併の時に言われてますけれども、結構なこっちゃと言われているけども、結構なことだと言われている状況の中については、斑鳩町、都市計画税を徴収しているわけですよ、0.15パーセント。都市計画税を徴収し、色々と財源確保に努力をしてくると、そしてその資金がようやく基金条例などを設置して、斑鳩町の場合でいうと現在の都市計画ですね。いわゆる下水道計画、に充当する、税の関係を充当しているわけですよ。それしかないわけですから、今のところ。これから負担金の関係、多少入ると思いますけど、とてもじゃないけど追いつかない、ほとんど国庫補助の関係と借入金ですよ。こういう関係が非常に多く、ずっと事業としてのしかかってくる事は間違いないわけ。この事について、単純に計算をして、いつ頃完成するのかまだ分かりませんが、アンケート調査を見ましても。しかし、その対象区域になってるところについて、あるいは全域を対象にしてるんですけど、やっぱり都市計画税をずっと納めてきているけども、未だに目途がついてないところも、完成ですね、あるいは実施をいつになるのか、という事での目処のついてないところ、幾らでもあるわけです。こういう関係について、今後じゃあ一体どうしていくのか。財政で苦しくなったら、都市計画税の0.15パーセントというものを、ずっと持続するのか、あるいは前のように引き下げてきている経緯があるんですけど、また戻していくという考え方があるのかどうかも一つの課題でしょうね。ところがそういう事について検討しているのかどうか。市街化区域と調整区域との関係についての、こういう関係、どういう事業と区別するわけにいかないと思いますから、やっていくんだと思いますけど、しかしそれには、税として納めているところと納めていないところとの関係が出てくる問題については、どう対応していこうとするのか、という関係などについても、僕は検討の課題だと思うんです。という事については、どう検討していこうとしているのか、という事については未だに基礎となる考え方などについてはありませんよね。ただ、下水道計画をするから、長期展望の

財政計画の中でいってるけども、随時それが増えてきますと。かつて古い資料の記憶しかないわけですけども、平成20何年ごろになってきたら、結局、60億程度の借入が増えてくるというような事は言ってますけれども、この時点ではいわゆる下水道計画を管理するんだという計画を発表しているわけでもないわけですよ。だから、そういう面についてももう少しやっぱり一緒に議会とも相談をするんならするで結構ですけど、議論をする場というものをもっと積極的にもっていかないと、いかなのじゃないかなというように私は思うんですよ。これは、気持ちだけでいいですから、そういう事を強調してですね、結果的にはそれが値上げにつながるとか、あるいはつながらないとか、値上げしないというなら、今後どうなってくるんかという事などについて、もう少しきめ細かく説得力をもって、そして一つの方向付けなら方向付けをしながら、あるいは方向付けをするための、議論なら議論として対応していかないと、今のようやり方をしていたんでは、僕は住民の不満というものが増長するだけであって、そして口先だけでいろんな事を言ってるという事に終わりはせんか、という懸念を持っているという事を申し上げておきたいと思います。これはまた、具体的には18年度の予算編成の段階でそういった事が具体的な数字となって現れてくるでしょう。だからその際に意見を申し述べるということに機会があればですね、そういう事をしていきたいと思いますが、今日の段階では一応そういった考え方をもっているという事だけ申し上げておきたいと思います。10何項目があるんですけど、それについては保留にしておきたいと思います。意見だけ申し上げておきます。

委員長

他にございませんか。

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

取りまとめのため、暫時休憩いたします。

(午前10時6分 休憩)

(午前10時7分 再開)

委員長 再開いたします。議案第68号については、討論の申出があります。これより討論を行います。はじめに議案第68号について、当委員会として可決することに反対する委員の意見を求めます。

木澤委員 それでは、議案第68号、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について、反対の立場から意見を申し上げます。

今回の補正予算の中で、特に問題な点は、債務負担行為補正の追加として、JR法隆寺駅舎自由通路新設工事委託料が工事協定の変更に伴って、4,668万5千円の増加になることです。すでに斑鳩町は駅舎・自由通路の改築にあたり、多額の費用負担をしており、今でも広く町民のみなさんに理解が得られていない状況がある中で、補正予算を組んでまで今回デザインを変更する必要があるのか疑問に感じます。4,668万5千円という金額は、町が負担している総事業費から見ればわずかな数字かもしれませんが、今の斑鳩町の財政状況を見る中ではとても大きな金額であり、今後借金として、町民の肩に重くのしかかることから、減るといふのならまだしも、増えるということについて、とても町民の理解を得られるとは思えません。

また、なぜ当初予算に反映出来なかったのか、町民に意見を聞き、事業に反映させようという町の姿勢に甘さがあったのではないか。今後、町民のみなさんにより理解をして頂けるよう周知の強化を図って頂くことと合わせて指摘をしておきたいと思います。

そしてもう一点、人事院勧告を受けての人件費の補正につきましては、先日の臨時議会の際にも反対をさせていただきました経緯があります。特別会計までは反対はしませんが、この一般会計につきましては、そのことも付け加えまして私の反対討論とさせていただきます。

委員長 次に議案第68号について、当委員会として可決することに賛成する議員の意見を求めます。

坂口委員 それでは、議案第68号、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について、賛成の立場から意見を申し上げます。

ただ今、反対意見ありましたJR法隆寺駅自由通路新設工事委託料にかかる債務負担行為の補正予算について、反対の意見ありましたけれども、これにつきましては、担当特別委員会におかれまして、自由通路の整備にあたりまして、その整備がより斑鳩町に相応しいものになるにはどうすればいいのか、という事を十分論議されまして、慎重に検討されてきました。その検討結果を踏まえまして、よりよい内容とするため、本定例議会におきまして、大和路線法隆寺駅自由通路新設設計、自由通路新設工事協定の変更についての議案が提出されたところであります。それにより、本債務負担行為の補正につきましては、その内容に基づく予算補正であるという風に私は考えております。理事者の方におかれましては、JR法隆寺駅舎の橋上化の事業の促進、そしては更なる住民サービスの向上に全力を尽くされる事を申し述べまして、私の賛成意見とさせていただきます。

委員長 本件については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。お諮りいたします。本件について当委員会として原案通り可決することに賛成することに賛成する委員は挙手願います。

（ 挙手する者あり ）

委員長 賛成多数であります。よって議案第68号については、当委員会として賛成多数により可決すべきものと決しました。

ただ今より10時25分まで休憩いたします。

（午前10時12分 休憩）

（午前10時24分 再開）

委員長 再開いたします。

次に継続審査について（１）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関する事についてを議題と致します。理事者の報告を求めます。阪野生涯学習課長。

生涯学習
課長 それでは、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関する事についてご報告申し上げます。

まず最初に、去る11月29日開催の臨時議会におきまして、藤ノ木古墳整備に関します土地の買収計画が説明不足のため、ご批判をいただきましたこととお詫び申し上げます。当委員会に改めてご説明申し上げ、ご理解を賜りたいと思います。資料1をご覧いただきたいと思います。ガイダンス施設の整備を含む藤ノ木古墳全体の整備に関しましては、本年6月の本委員会におきまして、他の史跡整備計画とあわせ、その基本的な考え方をご報告申し上げたところでございます。また、委員からは法務局跡地の利用についてもご提案をいただいたところであります。次に、8月の委員会におきましては、移転予定の法務局斑鳩出張所跡地の、本町を除く生駒郡3町との協議状況及び敷地の持分等について説明を行うとともに、建物を藤ノ木古墳のガイダンス施設として再活用することについて、文化庁と協議を行っており、その他の施設としても活用できないか検討をしていることを報告したところでございます。また、法務局斑鳩出張所建設時の土地所有者からの買収価格と、今回移転統合による本町への土地の共有者からの譲渡価格についてもご報告を申し上げたところであります。9月の委員会におきましては、ガイダンス施設について、一定の方向性が固まりましたことから、法務局の土地・建物を含め活用するとともに、既存施設では、駐車場、収蔵庫及び事務所等の確保が難しいことから、東側農地を買収し、一体的に整備をする考え方をご説明申し上げたところであります。

また、委員からは、既存の展示物の展示方法についてもご提案をいただいたところであります。更に、11月の委員会におきましては、藤ノ木古墳とガイダンス施設の具体的な整備内容をご報告申し上げた

ところでございます。また、委員からも展示内容についてご提案もいただいたところでございます。以上が、藤ノ木古墳墳丘及びガイダンス施設の整備にかかります今日までご説明申し上げて参った内容でございます。

誠に申し訳ございません。資料3枚目の地図でございますが、緑側の方ですけれども、法務局斑鳩出張所敷地の明細という事で書き表しております。その中で下段の法隆寺西1丁目1454-4、798.71平方メートルとなっているのを、誠に申し訳ございません。1453-4、という事にご訂正をお願いしたいと思います。それでは、次に資料1の2枚目でございます。今日までの事務作業と関係機関、関係者と協議してまいりました経緯についてご説明申し上げます。

本計画は、当初、法務局が平成18年4月に奈良法務局に移転統合となることから、懸案となっておりました藤ノ木古墳出土遺物をはじめとする文化財の保存と活用施設として、また、当該施設は藤ノ木古墳にも近く、建築意匠も優れていること、新築する必要がないため、費用が節約できることなどから、再活用できないか関係機関・関係者と協議を行ってきたところであります。次に、法務局及び敷地を共有しております当町を除く生駒郡3町との協議の結果でございます。建物の払い下げについてはほぼ合意に達しており、引渡し時期は平成18年6月ぐらいということで協議を進めております。また、敷地面積928.15平方メートルのうち、798.71平方メートルが、当町を含む生駒郡4町の共有となっており、協議の結果、当町持分5分の2を除いた残り5分の3、約480平方メートルを譲渡することについて承諾を得ております。

また、藤ノ木古墳、ガイダンス施設の展示計画の基本設計を行なうなかで、ガイダンス施設の維持・管理及び駐車場等のスペースが不足することが明らかになりました。更に、文化財行政の拠点施設として位置付けておりますことからそれらの事務所機能も考慮しますと、法務局東側農地を追加買収する必要があるとの結論に達したところでございます。このようなことから、法務局東側農地、資料1の3枚目の図面

でございますが、土地の位置と筆数、面積等を記載しておりますが、新たに578平方メートルの土地について、地権者1名の方と買収交渉を行なってまいったところでございます。

次に、土地開発公社による代行買収となった主な経緯をご説明申し上げます。

一つには、地権者との交渉過程で17年中の買収要望がございました。が、税務署及び県の収用の協議についての事務手続きが、当初、17年中の完了が困難な状況でありました。しかしその後、税務署、県から内部協議の結果、12月中に手続きを完了できるとの回答があり、地権者が要望している買収条件が整ったことから、土地開発公社に17年度中の代行買収を依頼したという経緯でございます。なお、土地開発公社からの買い戻しは、平成18年度に行なう計画といたしております。

当委員会におきましては、本事業に関します計画を都度ご説明申し上げてまいりましたが、この件に関しては土地開発公社による代行買収とは言え、本日まで法務局東側買収用地の詳しい説明をしてこなかったことなど、説明不足により当委員会に対しまして、大変ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申しあげる次第でございます。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、史跡藤ノ木古墳整備検討委員会の開催についてでございますが、前回の委員会でもご報告申し上げました通り、昨日開催いたしました。とりまとめました史跡藤ノ木古墳整備基本設計書の内容について説明を行いまして、国宝等を展示するのであるから、文化遺産活用スペースをもう少し拡張すれば、など、若干意見はございましたが、実施設計書の作成に取り掛かることについて、大筋で了解を得られましたことから、本定例議会において、補正予算をご承認いただきまして、来月から実施設計書の作成に着手してまいりたいと考えているところでございます。

次に、中宮寺跡整備につきましては、今年度買収予定のうち残る2件の方々と引き続き折衝にあたっているところでございます。

最後になりますが、発掘調査につきましては、法隆寺から依頼があり、今月5日より法隆寺総合防災塀設置工事に伴う法隆寺裏山遺跡の発掘調査に着手しております。また、来年1月からは、法輪寺境内と法隆寺周辺地区の公共下水道工事に伴う発掘調査を予定いたしております。よろしくお願いいたします。

以上で斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査・整備保存についてのご報告を終わります。よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。ありがとうございました。

委員長 説明が終了しましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

松田委員 用地跡を使用するという事についてですけども、この（仮称）でいわれていますけれども、文化財活用センターという名前はどのような事からついたのか、という事を聞きたいんです。特に、活用という関係が入ってる事について、どういう意味合いのことなのか、という事をちょっと聞かせてもらえますか。

生涯学習課長 当初、藤ノ木古墳のガイダンス施設ということで、計画を進めておりましたが、委員もご承知のように、斑鳩町の文化財、今日まで長い間にわたって調査を行ってきております。それらの拠点となる施設を、今回、斑鳩法務局の跡地の中に合わせて整備していく事が、より斑鳩町の文化財行政を進めていく上で、ベターなのではないかな、という事の中で、今回、まちづくり交付金と言いますか、補助事業とっていく中で、一緒に含めて進めているという事で計画したものでございます。

松田委員 聞き方、悪いか分かりませんがね、この施設、文化財の活用、活用という関係がなぜ入っているのかという事についての意味合いを聞きたいんです。だから、文化財といったらもっと広範囲なもので、藤ノ木だけではないと思うやけども、なぜ、ここで文化財の活用という

のは、古いものもあるし、新しいものもある、文化財という限りやで、なぜ活用という関係が入ったのか、あるいは入れる考え方をもってるのか、という事について、意味があるなら聞かせてほしいという事なんです。

生涯学習 課長補佐 まず、先ほど課長申し上げました意味合いが一点。それと、当初、この施設につきましては藤ノ木の遺物の専用のガイダンス施設という事で計画しておったわけですが、法務局の再活用につきまして、文化庁の補助対象にならない、という回答を得ました中で、新たな補助を模索する中で、国交省の補助があるという事で、国交省ですので町づくりという観点から、主眼になる事から、こういった名称がついたという事でございます。それと合わせまして、斑鳩町には、文化財を活用して町づくりを行っていくというような事も求められております事から、当町にあります文化財を活用し、新たな町づくりを行ってまいりたい。その拠点施設とするために、そういう意味を込めまして、活用という名称をつけたわけでございます。

松田委員 どうも分からんのですよね。補助対象にするためには、活用という表現を入れないと対象にならないから入れたんだ、という事なのか。あるいは文化財の本当に活用というなら、どういう活用をしていこうというためにこの活用という関係を入れたんや、という事もあると思うんですよね。だから、なんでこの活用という関係が入ったのかと。単純に言ったら補助対象にするために活用という言葉を使ったんや、という事なんですか、どうなんですか、これは。活用となぜ入れたのか。

教育長 今、補佐が申し上げましたように財源確保というのが主にございます。そうした中で、町づくり事業では文化財の専門、藤ノ木のガイダンス施設という事では補助対象にならない、という事でございました。町としてはやはりそれを、文化財を何らかの展示をできるという、今

日までの、藤ノ木古墳の展示をしたいという事が主眼でございます。そうしたところで、補助金の活用と合わせてまして折衷案的な、こういった名称にさせていただいたという事でございますので、今、松田委員おっしゃっていただいておりますように、財源確保が一つでございますし、また、藤ノ木古墳のガイダンス施設という事に噛み合わせながら、文化財というのをに入れて、一つの名称を作らせていただいたという事でございます。ご理解を賜りたいと思います。

松田委員 僕はね、理解がしにくいと思うんですけど、補助金の対象にするために名前をこうつけたんやという事と、藤ノ木の施設の云々という関係とまちづくり事業、広く言ったらまちづくり事業であるんか知りませんがね、まちづくり事業という事になると、藤ノ木だけの古墳が文化財ではないわけでしょ。どう活用していこうとするのかという事ね。この活用という関係が入っている自身が一体どうなるのかなど。あるいはこれに変わるような関係というのはないのかどうか。藤ノ木の資料館的な関係という風に思ってたんやけど、活用という関係を入れるという事になってきたら、藤ノ木だけではないわけですよ。拠点という事も考えるのもそうですよね。そうすると、建物自身の中のいろんな設備の関係言ってるんですけど、その事でこの関係だけでいくと、ちょっと条件が狭すぎる違いますか、規模が。そういう事になってしまうでしょ。どうもこれ、すっきりせーへんと思うし、そういう事を言うと国の財源を受けると、一つの制約を非常に受けてしても云々という事になって、地方の自主性というものがひとつも活かされていかんという関係が、今まで無駄になってきているわけでしょ。そういう関係が、地方分権との関係から言ってみたら、ものすごく矛盾するような説明の仕方してると思うんやけどね。一体どういう事になるんかなど。

教育長 今、申し上げました財源の確保という事で、前回の委員会で申し上げましたように、今、藤ノ木のガイダンス施設というのを考えてまい

りました。文化財活用スペースについては、以前からも申し上げておりますように、やはり斑鳩町から出土していますいろんな貴重な遺物がたくさんございます。そうした物も合わせて展示できるような方法をとっていきたいという風に考えています。藤ノ木古墳の出土遺物については、ほとんど国宝でございますので、そういったものを里帰りさせるためには、それなりの施設の整備が必要であるという事から、文化財遺産活用スペースという展示スペースについては、そうした文化庁、東京文化財研究所の許可を得た、そういう国宝が設置できる施設に整備する必要があるという事で、昨日も検討委員会で説明させていただいたところでございます。そうした、藤ノ木と合わせて斑鳩町から出土します貴重な史跡の遺物をここで展示をさせていただこうと考えております。松田委員、おっしゃっていただくように藤ノ木だけじゃなしに、斑鳩町全体のそうした文化財における展示では、情報発信の場にしたいという事でございます。そういう事から、管理棟の方にも収蔵庫というものも設けまして、国宝級の遺物を借り入れる時の点検管理というものもございますので、そういったところで、十分遺物の管理を、点検をし、展示をしていくという設備も必要でございます。また、文化財の学習の場としての映像ホールというのも設けてございます。そうしたものを活用しながら斑鳩町の町の情報発信、あるいは文化財の情報発信の拠点となるような施設にしていきたいと考えております。こういった中で、言われていますように展示スペースについてももう少し大きくするべきではないのかなというような意見もございました。国宝級を持って帰るにあたっては、やはり十分な施設整備が必要だという事で、昨日の検討委員会の中でそういうご意見もいただいておりますので、今後そういったご意見を伺いながら、基本設計について十分検討をしていきたいと考えております。

松田委員 僕はね、斑鳩町の全体の文化財を保存、展示あるいは後世に継承していくというための施設、という考え方ですか、これは。変わってくると思うんですよね。今言う説明の関係というのは、そういう事にな

ります。ところが、この藤ノ木の資料を中心にした関係で置こ、という面で言ってる関係、だんだん範囲を拡大したりね、しているように思うんですよね。性格が非常に曖昧になってしまう。性格が曖昧な関係になってくる状態が、いわゆる管理の難しさに今後なってくるんですけどね。もうちょっとすっきりした形になんてならんねんやろなど。そうすると、文化財というのは一体定義をどういう風にすんねやろと、活用というのは一体どういう事を意味すんねやと。この名前というのは、文化庁何々の関係がアドバイスを受けてしたものなのか、それとも、検討会議のアドバイスを受けたのか、あるいは町独自でこういう名前をつけようとしたのか、どっちなんですか、これは。どうも曖昧だと思うんですよね。しかも、仮称という関係ですけど、今これ、経ってしまたら、仮称と言うのは取れて、このままの名前になるんやと思いますわ。この名前はどこでつけたんや。

生涯学習課長 この名称につきましては、県と補助金等の協議を進めていく中で、活用という名称をつけたという事です。

松田委員 町がつけたんですか、勝手に。

生涯学習課長 県と協議しながらつけさせていただいた。

松田委員 県と、なぜ県と協議してるんですか。

生涯学習課長 国交省のまちづくり補助金等をいただいていくにあたって、その名称をどうすればいいか、という事の中で県と協議してつけさせていただいた名称でございます。

松田委員 これ、どうなんでしょうかね。文化財活用センターという名前が本当にふさわしいんかどうかね。あるいはそうしか仕方ない。補助をとるためにこういう名前にせんな仕方ないんやという事になってるんか

な、名前というのは自主的に決めたというよりむしろ、制約を受けてるんやという事になる事なんでね。僕はやっぱり狙いは藤ノ木の出土品の関係の展示というのは、これは、施設でしかもそれが可能な条件を整えた施設として造ろうという事については、異議ないんですよ。ただね、こういう名前はつけてるという事について一体どうなんかなと。どこで誰が、という事にして必要になってきたんかなと。それがふさわしいかどうか、というのはちょっと奇異な感じもするんです、私だけかも知れませんがね。なぜ、活用。どう活用しようとするのかなと。見たり勉強したりする事が活用やという事であれば、それで別に、資料を展示してるからそこへ見に行けるから、活用やと言えば別ですよ。文化財というのはその事だけか、いくらでもある、展示の仕方。だからね、もう一つ分かんのです。率直に言って、理屈も何もただ単に補助の対象にするためにこういう事にしたんですわ、そしたら補助いくらもらえるんかなと、という事ですわな。いくらになるんですか、補助対象。

生涯学習
課長補佐

まず、補助対象の方につきましては、この事業、単独じゃなしに、他の事業も引っ付いて包括的な事業として採択していただいておりますので、一応それら、特別な計算があるんですけど、約4割位国費がいただけるという事でございます。それと、先ほど申し上げました活用という、センターという名前がついた経緯でございますが、一応、近畿整備局の方と県交えまして、協議して参る中で、当初、保存活用センターという名称、当町独自でつけておったわけなんです、保存という名称がつかますと、どうしても博物館的なイメージが先行すると。これでは、本庁の方で説明しにくい、補助対象としてちょっと難しいという事がございました中で、それじゃあ保存取ってはどうかというような提案がありましたので、当町の方といたしましてもそれで結構ですと。ただ、仮称でございますので、他にいい名称があればそれに変更する事も可能でございます。ですんで、とりあえず補助金いただく名称として、仮称というような名前をつけておるわけござい

ますので、変更も可能でございますので、ご理解のほどよろしく
お願い致します。

松田委員 だんだんややこしくなると思うんですね。だから、補助金受けるためにこういう名前つけてんねやと。ところが、途中で変えてもいいんやと。だから仮称という風につけてるんやと言うけどね、たいてい今まで仮称とつけてたら、それがそのままいきるんですね。できるまでの過程では仮称と言ってるけど、出来れば仮称というのを取って、下の名前だけにしてしまうというのが、常識的な考え方ですね。だから、これも一人歩きする事は間違いないと思うんや。少なくとも文化財活用センターという関係でずっとなってくるんやと思うわ、これしたらね。そうすると、いわゆるきちっとしとかなあかんというのは、活用センターというのは、いわゆる斑鳩町の文化財を全部そこで保管なり展示なりしていくという事になると、今現在、公有化をしようとしている関係、中宮寺の関係について何か出た場合、あるいは、駒塚の関係のように、ああいうところで調査を色々してますけど、そういう関係で出土したものなんかを展示するとか。いう関係とか、いろいろなもんが出てくると思うんです。そうすると、そういう事について、定義をするという事を考えるのかどうかね。通常の関係のものと、藤ノ木だけと別の部屋を確保するという事を考えていいのかどうか、色々出てくると思うんですよ。あるいは手狭であるとかどうか、という事になってくると用途が変わってくると。初めにきっちりしないと、途中で経過を得ると同時に皆変わってしまうんですね。そうして主張も違ってくると、ちょうど門前整備と一緒にすわ。門前整備でもそうでした。初めと今、言い方随分変わってきてるのと一緒にね。だからそういう関係というのはきちっとしとかなあかんという風に思うんで、特にお聞きをしているんですけどね。だから途中で変えてもいいんやとかへちまやとか言うのは、それこそ方便になってくると思うんでね。そううまい事ない、そうならないだろうと思うんです、そういう性格のものでもないという風に思うんやけどね。例えば今までの関係でそ

ういう、その種の関係と言うのは、一般公募している関係というのはホールしかないわけですよ。今までの関係のところで。ホールはだいたい公募してどれがいいか、漢字にするか平仮名にするかカタカナにするとかいうような事がありますけどね。大方のところはたいてい作られた名前であって来ますよね。そういう事になってくるとやっぱり、なぜこの文化財活用センターという事の名前にしたんや、という関係について具体的に説明できるようなものがほしいと、僕は思うんですわ。住民にでもですよ。その際になぜ活用なのか、という事になってくると、本当に名前に相応しいものになってほしいと思いますし、そういう維持管理がされていかなければならんだろうとも思いますし、そういうのにふさわしい名前、取って付けたような名前つける事はどうかと思うから。そういう意味で聞くんですけどね、なんでこないなってくるのかな。

教育長

何回も同じ事で申し訳ないんですけど、この計画にあたっては、やっぱり藤ノ木古墳のガイダンス施設をどこに求めるのか、ということで、藤ノ木整備の段階で色々場所の選定、あるいは検討をしたところでございます。そうした中で、そうしたもの、できたら町内で出土する貴重な遺物がございますので、特別展以外に、その次にはそうしたものも展示できる方法はないのか、という事も模索をして参りました、今日まで。そうした中で博物館で行きますと当然藤ノ木もあるいは他の出土遺物も、あるいはまた他のものも展示できる事は出来るわけですが、藤ノ木のガイダンス施設という事に限定しますと、やっぱりそこだけが中心になってしまうという事もございますので、今日まで斑鳩町でたくさんの貴重な遺物が出ておりますので、そうしたものも展示をし、住民の皆さん方、あるいは地域の皆さん方に見ていただいて、文化財の理解を得ていくという事も必要であろうという事から、せつかくこういうものを造るんだから、やっぱりそういう町内から出ています遺物を展示する必要がある、大事だという事で今回、そうした事を考えながら整備を進める中でやっぱり、こういっ

た文化財活用センターという名前も出てきたわけでございます。もちろん補助の対象という事もございますので、採択の関係もでございます。そうした事も含めながら、当初はやっぱり文化財保存活用センターという名称を考えておったわけでございますが、今、補佐が申しあげましたように、国交省の採択条件に合わない、という事から保存というものは外させていただいて、文化財を活用した学習センターと言いますか、そういうセンターにしていきたいという事でございます。そして、その中で展示スペース、一部藤ノ木古墳の展示スペース、あるいは映像報道の中で藤ノ木古墳の発掘調査の状況等を映像によって紹介すると。合わせまして町内を、町の紹介、あるいは斑鳩町全体の文化財あるいは古墳等、史跡の紹介もできるような映像をここで放映したらというような事で考えています。それと合わせまして、やっぱり貴重な遺物がたくさん出ておりますので、そうした貴重なものについては、やっぱりこの施設で保管をしていきたいというように考えているところでございます。そうした事も若干、この施設の中に、倉庫等々の中で保管をしていく考えもでございます。他については、今、公共施設の中で他の施設へ持ち出しておりますけれども、斑鳩中学校の方の空き教室の中で一部、そういう遺物を保管させていただいております。そうした状況でございますので、これについては、そういう斑鳩町から出土いたしましたものを総合的に展示できるような方法を考えさせていただいて、この施設の運営をしていきたいというように考えております。

松田委員

僕はね、教育長ね、こだわるようですけどね、今言われているような関係については、あこ資料館を造ってへちまとかいう関係言った時から論議してる問題ですよ。新たに付け加えられた関係というのは斑鳩町であちらこちら調査をした結果において、出土したものについて、一整理をするあるいは作業をするという場にするという関係だけは付け加えられてきてるんですよ、ここへ。それ以外の関係というのは、初めから言われている事と一緒にですよ。何も新たに変わったこ

とでも何でもないわけ。だからね、その都度、使用目的という関係と狙いという関係をだんだん拡大してみたり、縮小してみたり、その時の都合のいいように説明するという事が問題を、後々で問題を残さないかと言ったら、残してきてると。そういう事になってると思うんです。そういう事のための名前自身についても、明確に説明できてる、補助の対象にするためにと云々という事を言ってね。そんな事が行政として、許されるんかという事、極めて曖昧。もしも、先ほど言われるような調査の結果として整理、そこで色々整理していくんや、という事ならね。今、計画されているようなスペースでいいのか、という事にもなるわけでしょ。あるいは展示するスペースの確保の仕方についてそれでいいんかどうか、という事にもなるんです。その辺をだんだん曖昧にしてくるといってね。それならそれで、藤ノ木という事だけじゃなしに、全体を包括した、一つのものとして性格的には、資料館的なものあるいは展示室的なもの、あるいは保存的なもの、いわゆる総合したものを造るんや、というならそういう事ではっきりさせてたらいいと思うんや。その都度その都度、主張なり言い方が変わってるんじゃないですか。僕はそれは、その都度都合のいいように言ったんではあかんと思うんや、この種の問題は。そういう意味で、そんな事で、ガイダンスならガイダンス、こんな言葉の使い方も最近ですよ。ここでも書いてるように、始め、そんな事言ってへんねや。もっと分かり易いようにカタカナ言葉使わんと、分かるような言葉使っててん。だからね、どうもこの関係についてはね、これは恐らく先ほどから何回も言うように、僕は補助の対象にするために名前付けたんやろなど。その事が一人歩きするで、という風に思ってる。その為に理屈をああでもない、こうでもない、という事だけにしか聞こえへんねけど。そういう疑問をもっているという事だけ申し上げておきます、私は。それでしかも答弁を聞くと仮称であるから、途中で変えられるんや、なんとか言って、何か主体性のないような言い方になってみたりするし、それで、できるものが、どういうものというイメージがさっぱり分からん。というような形にはなってるような言い方もするし、もう

少しきっちりした説明をしてほしいなと感じるのが一つ。それから、今ひとつはこの地図見て思うんですけどね、これは、取得した後、合筆して一本にしてしまう、という事はできないんですか。ややこしい、とにかくややこしいし、登記所の関係の時にもそうなんですけど、これだけの新たな土地買って何した時にも、取得ができてしまえば合筆してしもて、一筆にしてしもて管理しやすいようにした方が、俺はいいと思うし、後々問題残らんようにしてもいいんと違うかなと思う。一平米へちまやという、分筆させていて、なんか間違いと違うかなと思うような関係で出てるんですけどね。だからこういう関係、一つにしてしもて、その方が管理とか運営という面についてもいいんと違うかなという感じはするんですけど、合筆する考え方はありませんか。取得後ですよ。

総務部長 　ただ今、委員がおっしゃるとおり、筆数が多いという事がやはり、今後の管理の合理化の面からいたしましても、合筆し、単純な筆数で管理した方がいいと思います。そういった手続きを追っていきたいと思います。

委員長 　他にございませんか。木澤委員。

木澤委員 　総括質疑、臨時議会の時にも意見が出ていたんですけど、私ちょっと聞いててよく分からなかったんですけど、坪単価が22万円が高いんじゃないか、というような意見が出てたんですけども、それが別におかしくないよと、そういう根拠についてもう一度ご説明をいただきたいと思います。

総務部長 　民地の関係については、やはり開発公社先行買収させていただいております。その単価につきましては、本年、今年の6月でしたか、道路用地として業平道の関係で買収したところでございます。近所でございます。そういったその買収単価が22万円という事でございま

したので、その単価を用いたものでございます。それと、法務局用地の関係につきましては、その当時そういった話を、考え方を示しただけでありまして、具体的にそれが3町と固めたものでございませぬ。できるだけ安い、いずれにしましても払い下げを受けましても、なんぼかの、斑鳩町として持ち出しもしなけりゃならんという事もある事から、できるだけ安い単価で、3町と協力を得て買収をしていきたいという事で考えております。そういった事でよろしくお願い申し上げます。

木澤委員 取得した土地が22万だったところがあるので、それと同じ単価でという事で。また更に町の方としてもできるだけ安く買っていきたいという意思を持って、各町にも土地の買取を交渉していただけるものやという風に思います。また、その方向でできるだけがんばっていただきたいという風に、これは意見として申し上げておきたいと思えます。

あと、もう一点少しお聞きしたいんですけど、史跡中宮寺跡の土地についての今後の活用の仕方なんですけども、松田委員さんも一般質問されていたんですけども、子ども模擬議会で、私ちょっと当日行けなかったんですけど、議事録を読ませていただくと、子どもが走り回って遊べるような広場を造ってほしい、という質問に対して、中宮寺跡の土地を今取得してるから、そういう活用が出来るかもしれないという答弁がされていたと思うんです。これまで、総務委員会でもそういった方向の話はなかったですし、視察に行く中でも活用の仕方というのは、文化庁の方からも一定、規制というんですかね、あんまり解放して跡地が荒らされるような事になってはいけないという方向で、そういった指示というんですかね、もう示されている中で整備をしていくという風に僕は理解をしていたんですけども、今後の活用について、広場についての活用という事も検討しておられるのか、その分ちよっとお聞きしときたいと思えます。

生涯学習
課長

中宮寺跡の今後の整備の計画、どういう状況になってるかという事だと思っておりますけど、中宮寺跡につきましてはあくまでも、史跡公園という事でございます、基本的にはその基壇、塔跡の復元とまではいかないと思っておりますけど、整備を、調査を行って、きちっと後世に残していくという手続きをとっていかないといけないと思っておりますけど、あと、その周りの部分につきましては、来年度から一応調査に入りますが、門跡とか高樓部分等、確認できるようであれば、それらの分についても、何らかの形をもって保存していくという事になると思っております。そうなりますと、それ以外の残った部分についてベンチを設置したり、という事で住民の方の憩いの場としての広場としての活用は可能ではと思っておりますが、子ども模擬議会で言っておったような、ボール遊びをしたりとか、という形の整備については、やっぱり難しいのではないかなと思っております。

木澤委員

答弁聞かせていただきまして、やはりその方向で、という事でこれまでも協議してきましたし、町としても、子どもが遊べるような広場について、そういった考えもっていない中でなんであんな答弁が出てきたのかなという事については、松田委員さんも一般質問の中で厳しい指摘をしておられましたんで、あえてこの場で重ねては言いませんけれども、史跡中宮寺跡の活用について、見解を聞かせてもらいましたけれど、またその、子どもさんが要望しておられる遊べる広場というものをですね、この案件とずれますんで、その他の部分でも少し関連してお聞きしようと思っておりますけれども、今やはり子どもを狙う犯罪が非常に増えているんで、安心して遊べる広場がない事から、広場を造ってほしいという子どもさんの切実な要望でありますので、町としてもやはり、そうした考え持っていないのにそういう答弁するのではなくて、真摯な対応を今後していただきたい。また広場の実現についても、取組んで、検討いただいていると思っておりますけれども、真剣に取組んでいただきたいという事をお願いしておきたいと思っております。

松田委員 一般質問の際にもお答えいただいているから、それでいいんですけど、確認、所管の委員会としてやっぱり確認をしておきたいと思いますが、中宮寺跡の活用した公園整備の関係については、計画の段階から竣工まで、教育委員会が所管するんだ、という事を確認しておきたいんですけども、それでよろしいですね。

教育長 一般質問でもお答えをさせていただいておりますように、教育委員会が整備完了まで担当をして参りたいと考えております。

委員長 他にございませんか。

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

継続審査については報告を受け、了承したという事で終了します。

次に3. 各課報告事項について、(1) 職員の新給与制度について、理事者の報告を求めます。西本課長。

総務課長 それでは各課報告事項の(1) 職員の新給与制度についてでございます。この新給与制度とは、本年8月15日に提出されました国家公務員の給与にかかります人事院勧告のうち、給与構造の改革の部分でございます。

本年の人事院勧告に盛り込まれました給与構造の改革の概要につきましては、去る9月16日及び11月22日のそれぞれの総務常任委員会で一定のご説明をさせていただいたところであります。その改革の当町に関します内容につきましては、簡単に申し上げますと、一つには地域間の配分の適正化を図るための応急水準の平均4.8パーセントから7パーセントの引き下げによる俸給表の全面改訂、調整手当を廃止し、民間賃金水準との均衡を図るための地域手当の創設、斑鳩町は3パーセントでございます。それから三つ目には、勤務実績の給与への反映等と申し上げて参りました。また、当町の方針といたしましては、一つには国に準じた給与の改定を行ってきた事、二つには、

斑鳩町財政健全化検討住民会議の中間報告の提言を受けた事によりまして、平成18年4月から、この人事院勧告に準じた新給与制度の導入を行いたい旨も申し上げて参ったところでございます。その後、この給与引き下げ等にかかります、国家公務員の給与改正法が去る11月7日に公布されましたところであり、また、11月9日及び11月25日の2回にわたり、県主催の新しい給与制度の説明会もございまして、国家公務員の給与改正法案のうち、平成18年4月から適用する新たな俸給表やその切替要領、地域手当の支給地域及び支給割合など、概ねの給与構造改革の基本的な骨格について、説明があったところでございます。しかしなお、今現在、級別職務分類表をはじめ、最高号級を超える場合の切替方法や昇格の方法、級別資格基準等、人事院規則に定めております細部の規則については国からまだ示されておられない状況でございまして、その為、新給与制度導入にかかります当町の給与条例改正に向けての整理には、もう少しお時間をいただきたいと存じ上げておりますが、今回の新制度の骨格につきまして、今出ている情報についてご説明を申し上げまして、また、資料も提示申し上げまして、あらかじめ一定の新給与制度のご理解を得ておきたいと考え、今回、ご報告をさせていただくものでございますので、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

それではお手元の方に資料2-1、人事院勧告（抜粋）及び資料2-2町職員給与の概要についてという2つの資料を提出させていただいておりますが、その一つ目、資料2-1、人事院勧告（抜粋）をご覧くださいと存じます。

I 給与構造の改革のための関係法律の改正、1 一般職の職員の給与に関する法律等の改正、（1）俸給表、でございます。新給料表への切替えは、資料の9ページをご覧くださいと存じますが、9ページの別表第1、職務の級の切替表でございます。この表は国家公務員の俸給表の切替でございますが、斑鳩町の職員の給料表につきましては、この国家公務員の給料表の行政職俸給表（一）に準じておりまして、国家公務員が現行11級、この表では9級、旧の級で11級ま

ででございますが、当町の職員の給料表はこの旧級の8級までを使っております。国に準じた給料表を使っております。即ち国家公務員に比べて、当町の職員の最高給料額は低いという事であります。この切替表では旧級が現在、職員に適用している給料表の等級であり、右側の新旧が、平成18年4月から切替を行います給料表の等級であります。

8ページの別記第3、切替要領の1 職務の級の切替えであります。ここに書いております内容は、即ち具体的に申し上げますと、当町の部長級は旧級の8級を使っております。これが、切替表によりまして、新しい級の6級へ移行すると、このようになります。順次、課長級は旧級の7級から新の5級へ、課長補佐級は旧の6級から新の4級へ。係長級は旧の5級から新の3級へ、同じく主事の4級も新の3級へ。主事の3級の給料をもらっているものは、新の2級へ。主事及び主事補であります1、2級は新の1級へそれぞれ切替するという事になります。8ページの2、号俸の切替えであります。これにつきましては4ページに戻っていただきまして、4ページでございます別記第1、行政職俸給表、イ、行政職俸給表(一)は、この給料は平成18年3月31日までの旧の給料表でございます。国では11級性を使っている旧の給料表でございます。これから、10ページ、11ページ、12ページに掲げております別表第2でございますが、ここに掲げております新しい給料への切替表、これを使いまして、この切替表を使いまして、また戻っていただき申し訳ございませんが、5ページから7ページまでの別記第2の行政職俸給表、イ、行政職俸給表(一)、これが、新しい新の給料表でございますが、この5ページから7ページまでの給料表に、4ページの給料から5ページの表に切替えるというものでございます。具体的に少し説明をさせていただきますと、例えば、また戻っていただきまして、4ページの7級10号俸、4ページの7級と縦の号俸の10を交わるところ、金額は360,700円でございます。この旧の給料は、10ページの別表第2、切替表をご覧くださいますと、上の旧の旧級欄、旧の旧級欄の7級の列と、左端

の旧号俸の10と示された行の交わるのところ、即ち25、26、27、28、29と五つの数字が書かれた所に接点が来ると思いますが、この号俸に切替るという事で、この25から29は、5ページに戻っていただきまして、別表第2の表の、今度は新の給料表でございますが、5級の列を見ていただきまして、そして号俸の25、26、27、28、29の交わるのところ、即ち新の5級の25号俸、342、300円から5級29号俸、金額では350、200円間の新の給料表に切替るという事になります。即ち、平成18年3月31日までは旧の7級10号俸、360、700円であった職員が、4月1日に切替る新の給料月額につきましては、先ほどの5級25号俸、342、300円から5級29号俸、350、200円までの間のいずれかに切替るという事でございます。更に、新給表では3月31日までに定級昇給をしてから経過月数により、25号俸から29号俸までに振分けられることとなります。例えば1月昇給であれば、3月31日の時点で3ヶ月を経過することとなり、3ヶ月以上6ヶ月未満の経過となり、切替は5級26号俸、344、300円になり、360、700円から344、300円となり、16、400円下がるという事になります。これにつきましては、給料表の見方でございます。ややこしくて申し訳ございませんが、この給料表の俸給表の切替えの特徴といたしまして、現行の4級以上の職員につきましては、平均4.8パーセントの引き下げが行われます。また更に、それ以上の等級になりますと、2パーセント程度の給与水準の引き下げが行われ、中高年齢層の給料の抑制、いわゆる給与カーブのフラット化が行われ、年功的な給与構造の改革が行われていく事になります。また、新しい表の1、2、3級の前半号俸につきましては、引き下げが行われておりません。この旧の3級以下に属します職員につきましては、一般職222人中、現在34人の職員という事でございます。また、号俸の構成では新給料表では新2級が125号俸までと、旧の給料表の号俸を四分割し、きめ細かい号俸にする事により、勤務実績への反映をし易くしている特徴がございます。これが、給料表の特徴でございます。

次に、1ページに戻っていただきまして、(2)昇給制度であります。昇給制度について、次のように改めることとされており、アとしましては、職員の昇給は毎年1月とされます。現行は一年のうち四回、1月と4月、7月、10月の年四回昇給月がございました。このいずれかの月に一回昇給をして参ったところがございますが、今度新しい昇給制度につきましては、毎年1月しか昇給をしないという事になります。また、昇給の幅は一年間を良好な成績で勤務をした場合は4号俸昇給する事が標準となります。

次にイでございますが、イの内容でございますが簡単に申し上げますと、まず一つには55歳以上の職員についても昇給ができるとされております。現在、当町におきましては、55歳以上の職員につきましては、一般事務職の職員につきましては、定期昇給はストップをいたしております。ところが新しい給料制度になりますと55歳以上の職員についても昇給ができると。ただし、昇給幅は一年間を良好な成績で勤務した場合には2号俸が上がるということでございます。幅が狭くなっております。

次にウでございますが、職員は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて昇給しないものとする事。とございまして、新制度につきましては、職務の規定の最高号俸に達すると、その後は昇給しないという事になります。現行は最高号俸に達しましてもその後、最初の昇給については1年6ヶ月。その後の昇給については2年に一度、その最高号俸を超えた差額につきまして、加算して昇給する事ができるとなっておりますが、新制度は最高号俸を超えますと昇給ができないという風になります。

次に2ページでございます。2ページの(3)諸手当、ア 地域手当についてでございます。(ア)一般職の職員の給与に関する法律第11条の3の規定による調整手当を、次のとおり、地域手当に改めること。という事で、人事院勧告がされております。aとしまして、地域手当は、地域における民間の賃金水準を基礎として、物価等を考慮して人事院規則で定める地域に在勤する職員に支給すること。その地

域に近接し、かつ、民間における賃金水準等に関する事情がその地域に準ずる区域に所在する官署で人事院規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とすること。とされております。またbでございますが、地域手当の月額、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次の表に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、同表に定める支給割合を乗じて得た額とすること。という事されております。その下には級地、1から6級地まで、最高の支給割合が100分の18、一番低いもので100分の3となっております。それから、cとしまして、地域手当の級地は、人事院規則で定めること。という事で、この人事院規則についてはまだ定まっておりますが、情報としてはこの資料の13ページから15ページ、地域手当の支給地域及び支給割合が、また、17ページから24ページにかけましては、地域手当支給基準を満たす地域の一覧をつけさせていただいております。なお、奈良県における地域手当支給割合の一覧は23ページの下の方から24ページにかけて掲載をされているところでございます。

2ページに戻りまして、下の方、アラビア数字のII 改定の実施時期等でございます。1として改定の実施時期でございます。改定の実施時期は平成18年4月1日からでございます。また2 経過措置でございますが、(1) 差額の支給であります。ここに書かれております事を要約いたしますと、4月1日で給料表が切替った際に給与月額が引き下げとなる場合には、切替る前の3月31日現在の給料月額との差額が支給されます。即ち、3月31日で例えば40万円もらっていた職員が4月1日の切替により、4月からの本来の給料月額は38万円となりますが、昇給がベースアップにより40万円に達するまでの間は、その差額分については支給されるという事でございます。いわゆる減給補償でございます。また、3ページ目の中ほどイとしまして、この減給補償額は本給に加算され、地域手当、期末勤勉手当、共済組合の掛金負担金等にも反映されるということでございます。

次に3ページ(2) 昇給に関する特例措置でございますが、この特例につきましては、先ほど申しましたように、年一回1月に昇給する

事になりますが、平成22年3月までの間は、良好な成績で一年間を経過した場合には4号俸としておりましたが、ここでは経過措置として3号俸しか昇給させない、課長補佐以上の昇給につきましては、2号俸昇給いたしますが、この特例に関しては1号俸しか昇給しないという事になっております。

(3) につきましては、地域手当の支給割合の特例措置を規則で定める旨の内容でございます。以上が職員の新給与制度の現時点での概要でございます。国におきましては、このような給与構造の改革が行われようとしております。これにつきましてはまだ人事院規則がまだ公布されておられませんので、当町としましては、給与条例の整理ができますまで、もう少しお時間をいただきたいと思いますと考えております。また、その為平成18年度の予算の人件費にかかります作成、計上の関係でございますが、新給与制度の細部につきまして、いわゆる人事院規則等がまだ、現時点で明らかになっていない事。それから新給与制度に切替えになりますと、大半の職員の新給与が、新年度には減額補償によります現行の給与額の支給を受ける事となりますこと。さらに電子給与電算システムの対応がまだできていないこと。などから、平成18年度の人件費にかかります予算、給料、職員手当等共済費につきましては、現行の旧の給与制度で積算した額を計上させていただき、新給与条例に改正後、平成18年度におきまして、早い時期に補正予算により精査をさせていただきたいと存じますので、その点につきましてもよろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。なお、資料2-2として付けております町職員給与の概要につきましては、今後の給与の関係につきまして、ご考察をいただきます際のご参考にしていただきたいと思います。説明の方は省略させていただきますのでよろしくようお願いを申し上げます。以上で、職員の新給与制度についての現時点での説明を終わらせていただきます。

委員長

報告が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

木澤委員 1 ページの（２）昇給制度と人事評価の関係を少しお聞きしたいのと、この給料表の導入にあたっては、組合の方には話はされているのか、どんな話されているのか、この２点についてお聞きしたいと思います。

総務課長 新給与制度につきまして、人事評価の導入でございますが、平成18年度直ちには反映させない予定でございます。組合に対しましても、一応この給与構造の改革につきましては、当町としまして来年度から実施していきたい旨は申しておりますが、今の時点では先ほど申しましたように、規則がまだ明確になっておらない時点でございますので、交渉と言いますか協議にはまだ至っておらない状況でございます。

木澤委員 今後、この人事院勧告に基づいた改正を行っていかれる中で、職員さんの給料に直接大きく響いてくるものでありますので、やはり組合の方とも密に交渉、交渉と言うか話し合いを行っていただいて、どういった要求があるのか、町の方もしっかりと理解と把握をしていただきたいという風に思います。

委員長 他にございませんか。

それでは次に（２）住民参加型ミニ市場公募債について、報告を求めます。

企画財政課長 それでは、今年度末に発行を予定しております住民参加型ミニ市場公募債につきまして、ご説明、ご報告をさせていただきます。

まず、地方公共団体が地方債をおこす場合でございますけれども、二通りの方法がございまして、政府資金や市中銀行等から借入れる方法。そしてもう一つは証券を発行し、公募等により資金調達する、この二つの方法がございまして。ただ今申し上げました住民参加型ミニ市場公募債と申しますのは、後者の公募により資金を調達する方法で、債権者を住民及び在勤者に限定して行うというものでございます。

今般、このミニ市場公募債を発行するに至りました理由といたしましては、地方分権の趣旨を踏まえまして、自己責任に基づき、市場からの自己調達を推進する必要性が高まっており、また、国の財政投融资改革が進められるなかで、政府資金が減少してきております。民間資金の自己調達が要請されているところでございます。我々地方自治体としましては、厳しい地方金融情勢が続くなか、資金調達手段を多様化することにより、一層、安定的かつ有利な資金調達を確保する必要がございます。ただ今申し上げました以上のことから、将来に向けた取り組みといたしまして、当町といたしましてもミニ市場公募債を発行することとしたものでございます。なお、今回のミニ市場公募債につきましては、平成18年1月10日から、これまでの登録地方債に代えまして、社債等の振替に関する法律に基づく振替地方債により発行が可能となりました。そういった事からまた、平成20年1月6日以降は利子の非課税措置が振替地方債にのみ認められる、そういった事で、この証券を発行しない振替地方債を活用してまいりたいと考えておるものでございます。

それではこのミニ市場公募債につきまして、もう少し詳しくご説明させていただきます。資料3をご覧くださいと思います。

発行いたしますミニ市場公募債の名称でございますが、斑鳩の里のイメージと今現在の不安の時代のなか、いきいきと暮らしていけるということを願いまして、斑鳩町いきいきの里債といたしました。発行目的でございますけれども、先ほどご説明申し上げましたことと併せ、住民の行政参加意識の高揚と、資金調達手段の多様化を図る観点から発行するものでございます。この地方債につきましては、JR法隆寺駅周辺整備事業に充当したいと考えておるところでございます。発行日は平成18年3月2日を予定しておりまして、発行額は1億円、5年満期の一括償還という風にしております。利率につきましては、国債等を参考にいたしまして、1月18日に決定することとしております。利率が決定をいたしましたら、回覧、町のホームページ等で発表をさせていただく予定でございます。利子につきましては、年2回

、半年ごとに利払いすることとしております。購入単位でございますけれども、最高100万円を限度といたしまして、10万円単位でご購入いただくこととしております。取扱いをいたします金融機関は、町の指定金融機関でございます南都銀行といたしまして、法隆寺支店でのみの取扱いをさせていただきます。法隆寺駅前出張所につきましては、店舗の面積が少ない、あるいは職員数が少ないといったことから、購入手続きに来られた方の対応が十分にできないということから、今回は除外をさせていただきました。ご購入いただけます対象者は、20歳以上の町内に在住、あるいは在勤の方、町内に営業拠点のある法人、任意団体を除く団体等とさせていただきます。募集方法でございますけれども、広報1月号、町ホームページの掲載、ちらしの配布、ポスターの掲示により周知することといたしまして、申込方式により行うこととしております。なお、申込多数で申込金額が1億円を超える場合は、抽選により決定することといたしております。

次に、申込要領でございますが、往復はがきにより郵送で役場企画財政課まで申込していただきます。申込期間は、平成18年1月23日から1月27日までとし、応募者多数の場合は、2月3日に抽選を行い、2月9日に抽選結果を発送することとしております。購入手続きにつきましては、2月13日から2月17日までの間に、南都銀行法隆寺支店で手続きをしていただくという事になっております。

以上、簡単ではございますけれども、住民参加型ミニ市場公募債のご説明とご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終了しましたので、質疑意見があればお受けします。

(質疑なし)

委員長

ないようですので、次に(3)斑鳩町土地開発公社所有地の処分について、報告を求めます。

企画財政
課長

前回の総務常任委員会におきましてご報告申し上げました、斑鳩町土地開発公社保有地の処分に係る一般競争入札につきまして、去る11月30日に入札を行いましたので、その結果についてご報告をさせていただきます。

まず、申込件数でございますが、法隆寺北2丁目555の5の物件1につきましては、7件の方の申し込みがございました。また、法隆寺北2丁目555の15の物件2につきましては12件、法隆寺南2丁目229の2他2筆の物件3については5件の申し込みがございました。入札当日につきましては、物件1、物件2でそれぞれ1法人が入札辞退をされましたので、それぞれ、6件、11件、5件の方により入札を執行したところでございます。入札結果でございますけれども、物件1及び物件3につきましては、落札者がなく不調に終わったところでございます。物件2でございますけれども、落札者は樋口豊明さんで、落札金額は4,107万7千円でございます。この落札者とは、去る12月5日に土地売買契約書を交わしたところでございます。今回の土地処分によりまして、売買価格と簿価との差、すなわち土地開発公社の損失となりますので、その損失額約610万円につきましては、一般会計から損失補てんをしてまいりたく、3月議会で補正予算の計上をお願いしてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

なお、入札不調となりました二つの物件でございますけれども、奈良県におかれても再入札に付しておられますことから、現在、再入札をする方向で検討をしているところでございます。この方向がまとまりましたら、年内にも手続きを進め、1月には再入札を実施してまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

以上、簡単ではございますが、土地開発公社保有地処分にかかりますご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 他に理事者側から報告はありませんか。

(な し)

委員長 以上、これら各課報告事項については、説明、報告を受け、了承したという事で終わります。

次に4. その他について、委員の方から質疑意見等があればお受けいたします。

木澤委員 二点お聞きしたいんですけれども、住民の方からこういう事はできないか、という意見をいただいているんですけれども、今、図書館の方で、DVDをその場で見る事ができるようになってると思うんですけれども、それを貸出するような事はできないか、という事を一つお聞きしております。あともう一点につきましては、やはり先ほども申し上げましたけれども、今、小学生が非常に狙われる、そういう事件が起こっている事から、町の方としても既に対策をとっていただいて、ボランティアの方を募っていただいておりますけれども、今、町が行っている体制の中で、今回、先日については小学校6年生が殺されるという、また事件あったんですけれど、それ以前については小学校1年生が犠牲になっている中で、やはり、狙われるのはどうも下校の時に、なお且つ1年生については下校時間が違う、そういった状況があると思うんです。またそういったお孫さんを持つ祖父母の方からも心配の声が寄せられてまして、今一定、途中の所まではボランティアの方とかPTAの方とか等で警戒をしていただいておりますけれども、そこから先の、子どもがひとりになって帰っていく時、例えば学校の近くのご家庭やったら見守る事もできるかとは思いますが、例えば三井の方とか岡本の方とかになると、なかなかそこまで見守りができない状況があるんじゃないかなと思うんです。そういったところについて、

やはりそれも守っていかなければいけないのではないか、という事では町の方としてはその見守りについて、どういう事を考えておられるのかですね、その点について、あと、他の学年でももし、早く下校するとか、下校時間が違うという事があれば少し教えてほしいなと思うんですけど。

生涯学習 町立図書館の方で視聴覚教材、DVDですか、貸し出しができない
課長 かということでございます。図書館では、ご指摘の視聴覚資料のほか
に、新聞、雑誌など、随時刊行物を始め、地域資料、郷土資料の収集
に努めているところでございます。視聴覚資料につきましては、開館
以来8年間で教養的なもの、ポピュラーなもの合わせまして約1,60
0点を購入している状況でございます。ただし、開館当初購入いたし
ました、そういう視聴覚教材につきましては、現在ありますのは、だ
いたい3分の1位なんですけれども、貸出用の処理、図書と一緒にござ
いまして、いろんなバーコードを貼ったりとか、色々と手続きがあ
るんですけど、そういうのは、当初視聴覚教材の貸出というものは行
われてなかったのが出来ておりません。その中で、DVDの関係につ
きましては、1,620余りあるんですけども、現在資料としては
120しか斑鳩町の図書館にはございません。現在のところだと、
斑鳩町の場合、貸出すとすれば、視聴覚教材として、2,000点以
上の点数がなければできないと思いますし、今現在の段階でDVD等
の視聴覚教材の貸出しという事はちょっと考えていないという事で、
ご理解をお願いしたいと思います。

教委総務 二点目の、子どもの学校での安全確認という形で小学校1年生が最
課長 終、家に帰る時一人になる時の状況について、町の対応はどうか、ま
た小学校1年生、早帰りの対応についてのご質問という事でございま
す。木澤委員につきましても、色々と小学校の児童の安全確保につい
ては色々心遣いいただき、有り難い事だと考えております。この事につ
きましても、学年によりまして集団の下校の時間帯が違いますので

、学年によりまして、学年ごとに集団下校を今現在行っているという事でございます。それと合わせまして、学校の方からPTAに対しまして、お願いという事で、PTAの運営委員会、役員さん方で一人で帰っている、子どもが最終、家に着くまでに一人になる区間、そういう時間の状況の把握のお願いという事も、学校からPTAに通じましてお願いをされているという状況でございます。また、ある学校におきましては、PTAの方が出迎えに来られる施設もございます。その中で途中で一人になるポイントの確認等、PTAの方へ協力を呼びかけておられるという、今現在の状況でございます。教師におきまして、広範囲にわたりまして校区内の巡視、また集合場所までの随行、付添いという事で今現在やっている状況でございます。町といたしましても、教育委員会から各学校の校長宛に、そういう事で、学校の安全管理、一層の徹底という事で周知をさせていただいたところがございます。その中で最終一人になるという事で、最終的には保護者のご協力がなければならないのではないかと考えております。新聞報道によりますと、住民は子どもの顔を覚えて、声をかけ合い、時間を作って見守るなどの、地域が一体となった取組みが重要ではないかと言われております。そうした中で親同士が親の顔を覚える、見る環境を作っていただき、また近所付合いを深め協力体制を作っていただく事が、地域の繋がりを深める事が大切ではないかという風に考えております。今後、犯罪の抑制に繋がるという事で、子どもたちを見守っていきたいという風に考えております。以上でございます。

木澤委員 町の方でPTAにお願いして一年生の下校時間帯の把握、また危ない箇所ポイント等との把握もしていただいているという事ですけども、それ以外にも協力をお願いしている、町の方として、団体等もあると思うんです。私もちょっと詳しく知らないんですけど、ボランティアを募って学校ボランティアという形でも協力をお願いしているという風にお聞きをしているんですけども、そういった各団体へのお願い、またそのPTAの方に情報把握のお願いをされていて、それを返

してもらって、町の方でそういった危険箇所、時間等を把握して、そういった団体にも協力をお願いしていただけるという体制に今、なっているんじゃないかな。

教委総務
課長

今、ご質問のそういう体制にはなっておりませんが、町と致しましては先ほどおっしゃいました学校安全ボランティアという事で、本年の4月から広報によって公募させていただいております。その中で今現在、12月1日付けで7名のボランティアの方が、今登録されておられます。それにつきましては、自分の空いてる時間、有する時間内で校区の巡回、巡視にあたっております。それと、今日もこの7月13日に西和警察署管内の青色パトロールという事で出発式を行われました。今現在、公用車二台に青色の回転灯をつけて、今までは週一回、二回程度でございましたんですけども、事件以来毎日、今現在講習を受けた者が17名おります中で、教育委員会総務課から交通安全の連繫を取りながら、巡視パトロールに回っているという現状でございます。

木澤委員

7名のボランティアの方が参加いただいているという事ですけども、今、町の方としてもそうしてお知らせをして、町全体に対してボランティアを募っているという事ですけども、その取組みについては今後も力を入れて進めていっていただきたいという風に思うんです。私がお聞きしている中でもPTA等の組織等から連絡はないけれども、やはり近所の子どもとかの見守りに協力をしたいとおっしゃってる方がおられまして、そういう方に声が届いてない状況が今まだありますので、そうした事の取組みの強化ですね。あと、当初、見守り体制をお願いしていく中で、町長の方から説明はしていただきましたけれども、やはり強制になってはいけない、というところに注意をしながら、それでも協力をお願いしていくという形で、これまで進めてきているという風に思うんですけども、そうですね、先日お聞きしますと、例えば斑鳩小学校の南側の大塚古墳のところが危ないとか、い

う意見がやはりそこの自治会じゃない人の中で話題にはなるんですけども、例えば自治会でパトロールを取組んでいても、そこは違う自治会やからどうしたらいいんだと、またそういった意見も聞いておりますので、そうすると、やはり町が主導力を発揮していただいて、そうした組織・体制を作っていく必要があるのかなと。住民の皆さんもそれを望んでいるんじゃないかなというのは、すごく感じましたので、今後やはり町内の子ども達を守っていくという観点から、町の方としてもそういった体制づくりについて、研究をしていただきたいという風をお願いをしておきたいと思います。ちょっと答弁。

町 長

先ほども野崎課長が申しましたように、安全パトロールとかあるいはボランティアとか、いろんな関係は、町としても主体的に色々努力をしながら、ボランティアを募って、あるいは自治会の関係の方々とも取組んでいただいています。私はやっぱり先ほど野崎課長が言ったように、保護者もやっぱり危険な場所、そういう事で週一回あるいはまたそういうものが立証できるか、あるいはそういう事をしていかなかったら、何か今人事みたいになってますけども、事件が起こったら直ちにそういう事になりますけれども、私はやっぱりこういう場所が危ないよと、大塚山の付近が危ないよと。我々の時代でも大塚山はあそこでよく遊んだ所ですけども、生徒が多かったですから、今は生徒が少ないからそういう事になってくると思いますけど、やっぱりそういう把握は、保護者もしながらボランティアと協力していくという体制づくりをしなかったら、私もいつも言ってるように、交通安全週間になったら保護者の方が順番に立っていただきます。交通安全終わったら終わりです、という事じゃなしに、やっぱりそういう努力はしていかなかったら、地域は守っていけないと私は思います。何か今、保護者が、別のところについて、全てもう行政が、あるいはそういうボランティアがやるんだ、という事じゃなしに、みんなが協力しなかったらこれはなかなかいけないという事で、時間的にはやっぱり保護者の方も忙しいですけども、やっぱり自分の子どもという事を考えたら

、地域の子どもという事を考えたら、やっぱりそういう事も一番大事ではないかと思っております。

木澤委員　そうした保護者、また子どもさんの立場から危険箇所を認知するという事で安全マップを作ったりして取組んでおられるところもあると思いますが、保護者の方にももちろんそういう意識を持っていただきたいというのと合わせて子どもさんの子育てから手を離れられた、近所の子どもを守りたいという方達も協力ができるような体制について、どういう形で実現できるのかなという事を町の方としても研究をしていただきたいと、再度お願いをしておきまして終らせていただきます。

委員長　委員長　他にございませんか。

(な し)

委員長　その他についても、これをもって終了します。なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引続き調査を要するものとして、このように決定する事にご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長　異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるよう、お取り計らいをお願い致します。

これをもって本日の案件については、全て終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

どうもご苦労様でした。

(午前11時57分 閉会)